

徳島県監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、徳島県知事等から定期監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和5年6月30日

徳島県監査委員 岡崎悦夫
同 鹿山公弘
同 大寺健司
同 井下泰憲
同 立川了大

監査結果の公表年月日		令和5年2月10日			
監査の結果		講じた措置			
(1) 収入証紙に関する事務で適切でないもの	<南部総合県民局地域創生防災部 阿南庁舎> 収入証紙による収入手続において、消印がなされていないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。		今回の事案は、担当職員の認識不足及び管理職員の確認不足により、令和3年度の全ての免税軽油使用者証交付手数料に係る収入証紙の収納手続において、証紙の消印がなされていなかったものである。 このため、直ちに担当職員が証紙の消印を行い、担当リーダー及び所属次長がその確認を行った。 また、このほか令和3年度の納税証明書交付手数料、一般旅券発給手数料等に係る収入証紙の収納手続についても、担当職員及び担当リーダーで再確認を行い、全ての手続で適切に証紙の消印がされていることを確認した。 今回の指摘を受けて、管理職員をはじめ所属職員に対して、徳島県収入証紙条例施行規則の規定に基づく収入証紙の収納手続について、「徳島県会計事務の手引き」等により周知徹底を図るとともに、これらの実践として、免税軽油使用者証交付手数料の収納に当たり、担当リーダー及び所属次長が、収入証紙収納簿の記載内容及び免税軽油使用者証交付申請書貼付の収入証紙の消印処理を突合することにより、収入証紙の消印忘れ等の発生防止に取り組んだ。 今後とも、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行に努める。		
(2) 収入で未収となっているもの	<南部総合県民局地域創生防災部 阿南庁舎> 県税について、市町村等関係機関と連携して、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。 県税の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和3年度決算額</td><td>96,172,147円</td></tr></table>		令和3年度決算額	96,172,147円	1 収入未済額の状況 令和3年度の「県税」の収入未済額は、96,172,147円であり、前年度に比べて、14,383,366円減少した。 税目別では、市町が「個人の住民税」として賦課徴収を行っている個人県民税が91.0%、自動車税種別割(旧自動車税含む)が3.5%と、この2税目で県税収入未済額全体の94.5%を占める状況であった。 平成22年度末に約2億4,900万円あった未済額は、縮減に向けた取組
			令和3年度決算額	96,172,147円	

令和2年度決算額	110,555,513円
増減額	△14,383,366円

を進めたことにより、直近では9年連続で削減（約1億5,200万円を削減）しており、ピーク時の約39%となった。

なお、徴収率については、前年度より0.4%増の98.9%となった。
〔参考〕

「個人県民税」の収入未済額 87,479,178円
（対前年度増減 △6,744,385円）

「自動車税種別割」の収入未済額 3,334,307円
（対前年度増減 △258,807円）

2 講じた措置

滞納となった県税については、毎年度当初に策定する「県税事務運営方針」に沿って収入未済額の縮減に努めており、特に令和4年7月から9月までの間を「滞納繰越分整理強調月間」として、集中的に滞納整理に取り組むとともに、11月から12月までを「県下一斉徴収強化月間」として、県下全域で県と市町村が連携して徴収の強化に努めた。

具体的には、滞納者に対し、文書や電話での催告及び戸別訪問による納税指導により自主納付を促すとともに、財産があるにもかかわらず納税しない滞納者に対しては、預貯金・給与・売掛金等の債権を差し押さえるなど、厳正に滞納処分を行った。

また「滞納分析会議」を定期的を実施し、財産調査により把握した担税能力を基に、個別案件ごとの滞納整理方針を協議・確認している。

このうち、収入未済額の91.0%を占める個人県民税の未済額の縮減が大きな課題となっていることから、令和4年度には、管内全市町（阿南市、那賀町、牟岐町、美波町及び海陽町）において、県と市町の税務職員の「相互併任制度」を活用した徴収支援体制を整えるとともに、地方税法第48条に基づく個人住民税の県への徴収引継などによる徴収支援を実施し、県と市町が一体となった徴収強化を図った。

3 今後の対応

今後とも、納期内納付向上に向けた広報、及び適時適切な納税指導により、自主納税を促進し、新たな滞納の発生を防止するとともに、管内市町と連携した厳正な滞納処分による公平公正な税務行政を推進し、県税収入の確保に努める。

県税の収入未済額の状況

令和3年度決算額	96,172,147円
収入済額	29,517,056円
不納欠損額	5,040,452円
令和5年3月31日現在の収入未済額	61,691,271円

<南部総合県民局保健福祉環境部 阿南庁舎>

児童福祉費負担金について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

児童福祉費負担金の収入未済額の状況

令和3年度決算額	5,512,230円
令和2年度決算額	4,736,170円
増減額	776,060円

未納の負担金については、「新・徳島県債権管理基本方針」及び「児童福祉施設入所者負担金徴収マニュアル」に基づき、早期の徴収に努めた。

また、「未収金ケース検討会議」などを通じて、負担金業務担当者と担当児童福祉司との間で家庭状況の変化などの情報を共有の上、新型コロナウイルス感染症対策に努めつつ、保護者に対して繰り返し制度を説明し負担金の納付を促すとともに、生活困窮世帯に対しては分割納付を提案するなど、個々の債務者の状況に応じて粘り強く納付指導を行っている。

さらに、新規入所の際は、保護者に対して負担金制度の趣旨を丁寧に説明するとともに、納付期限を過ぎた場合は速やかな督促、納付指導により期限内納付の意識付けを行うなど、新たな未収金の発生防止に努めている。

今後とも適切な債権管理を行うとともに、これらの取組を粘り強く継続し、収入未済額の縮減に努める。

児童福祉費負担金の収入未済額の状況

令和3年度決算額	5,512,230円
収入済額	615,740円
不納欠損額	543,180円
令和5年3月31日現在の収入未済額	4,353,310円

<南部総合県民局保健福祉環境部 美波庁舎>

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）、母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況

令和3年度決算額	1,704,880円
令和2年度決算額	1,743,880円
増減額	△39,000円

返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

--	--

1 児童扶養手当返納金については、「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、担当職員と母子・父子自立支援員による電話や訪問による粘り強い納付指導を実施している。

また、手当の定時支払前には、管内各町に対し受給者の状況調査を依頼し受給資格等を再確認するなど、返納金発生の未然防止や早期発見を図っている。

今後とも、市町等関係機関と連携し、債務者の生活状況の実態把握に努め、必要に応じ分割返納の措置をとるなど、計画的な返納指導を行うとともに、新規認定や現況届の提出時をとらえ、不正受給の注意を喚起するリーフレットを配付し、新たな返納金の発生防止に努める。

2 生活保護返納金については、「生活保護返納金事務処理マニュアル」に基づき、督促状や催告状の文書送付、訪問、電話等あらゆる機会を通じて納付を求めるとともに、納付計画の見直しを含め、債務者の生活状況に対応した適切な債権管理に努めている。

また、「債権回収強化月間」を8月に設定し、組織的に集中的な納付

令和3年度決算額	18,537,014円
令和2年度決算額	19,456,655円
増 減 額	△919,641円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和3年度決算額	9,152,414円
令和2年度決算額	9,844,801円
増 減 額	△692,387円

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和3年度決算額	1,841,525円
令和2年度決算額	1,843,525円
増 減 額	△2,000円

指導を実施するとともに、生活保護法改正後の保護費との相殺が可能となった債権には、債務者の同意のもと、最低生活に支障のない範囲で保護費からの回収を進めている。

今後とも、市町等関係機関と連携し、粘り強い納付指導を行うとともに、新規申請者には「生活保護のしおり」を、保護継続中の者には「申告義務のしおり」を配付し、収入申告義務について丁寧な説明を行い、新たな返納金の発生防止に努める。

3 母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入については、「母子父子寡婦福祉資金貸付金償還指導マニュアル」に基づき、借受人や連帯保証人に対し、担当職員と母子・父子自立支援員が電話や文書、訪問等による債権回収に取り組むとともに、長期や多額の滞納者に対する償還指導を強化するため、「未収金ケース検討会議」を開催し、滞納状況とその対応策の検討を組織的に行い、収入確保に努めている。

また、貸付時において、借受人や連帯保証人から「所得証明等の提出誓約書兼所得・財産調査等の同意書」の提出を求め、滞納時における金融機関や行政機関等からの情報収集手段を確保するとともに、償還開始の連絡の際には、入金指導をすることにより新たな滞納者の発生防止に努めている。

さらに、平成30年度からは、一部の長期滞納者に係る徴収業務について、滞納整理を専門に行う債権回収会社（サービサー）に委託している。

今後とも、貸付前から滞納防止策の徹底、口座振替による償還を引き続き指導するとともに、償還が滞っている世帯には、母子・父子自立支援員による各種相談や母子・父子自立支援プログラム策定事業の活用など、就労による自立支援にも一層強力に取り組むことにより、収入確保に努める。

返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況

令和3年度決算額	1,704,880円
収入済額	28,000円
不納欠損額	0円
令和5年3月31日現在の収入未済額	1,676,880円

返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

令和3年度決算額	18,537,014円
収入済額	1,475,073円

不納欠損額	187,807円
令和5年3月31日現在の収入未済額	16,874,134円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和3年度決算額	9,152,414円
収入済額	475,420円
不納欠損額	0円
令和5年3月31日現在の収入未済額	8,676,994円

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和3年度決算額	1,841,525円
収入済額	9,834円
不納欠損額	0円
令和5年3月31日現在の収入未済額	1,831,691円

< 西部総合県民局地域創生観光部 美馬庁舎 三好庁舎 >

県税について、市町村等関係機関と連携して、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

県税の収入未済額の状況

令和3年度決算額	40,137,109円
令和2年度決算額	42,729,961円
増減額	△2,592,852円

1 収入未済額の状況

令和3年度の「県税」の収入未済額は、40,137,109円であり、税目別では、市町が「個人の住民税」として賦課徴収を行っている個人県民税が収入未済額全体の84.0%、自動車税が9.2%と、この2税目で県税収入未済額全体の93.2%を占める状況であった。

〔参考〕

「個人県民税」の収入未済額 33,734,301円
(対前年度増減 △1,501,412円)
「自動車税」の収入未済額 3,693,015円
(対前年度増減 △692,629円)

2 講じた措置

滞納となった県税については、毎年度当初に策定する「県税事務運営方針」に沿って、計画的かつ効果的な滞納整理に取り組んでいる。

(1) 個人県民税の徴収対策

収入未済額の約8割を占める個人県民税の徴収対策として、県と

市町の徴税吏員が互いの身分を併任する「相互併任制度」により、県と管内2市1町（美馬市、三好市及びつるぎ町）それぞれと協定を締結し、特定の滞納整理業務を共同で実施した。

また、地方税法第48条の規定に基づき、個人の住民税の一部について徴取引継を受け、県の徴税吏員が滞納整理を行う徴収支援については、管内1市1町（三好市及び東みよし町）で実施している。

さらに、滞納を許さない気運を醸成し、新規滞納を抑制するため、11月から12月までを「県下一斉徴収強化月間」と設定し、納税広報、県と市町との「共同催告」による納税推進を、管内市町と連携、集中して実施した。

(2) 個人県民税以外の税目の徴収対策

自動車税をはじめとするその他の税目については、電話催告や戸別訪問による納税指導のほか、定期的に「滞納分析会議」を開催して個別案件ごとに滞納整理方針を検討・決定し、納付意思を示さない滞納者に対しては早期に滞納処分に着手する方針で取り組んでいる。

また、7月から9月までを「滞納繰越分整理強調月間」と設定し、滞納繰越分を集中的に処理するとともに、滞納件数が最も多く収入未済額も多額となる自動車税については、担当職員から毎月の処理状況の報告を求め、その進行管理を行っている。

3 今後の対応

今後とも、納期内納付向上のための広報、及び適時適切な納税指導により自主納税体制の確立を図るとともに、厳正な滞納整理を実施することで、公正・公平な税務行政を実現し、県税収入の確保に努める。また、個人県民税については、市町との連携を更に深め、徴収支援体制の一層の充実を図る。

県税の収入未済額の状況

令和3年度決算額	40,137,109円
収入済額	11,627,271円
不納欠損額	3,296,504円
令和5年3月31日現在の収入未済額	23,521,577円

< 西部総合県民局保健福祉環境部 三好庁舎 >

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）及び母子福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況

1 返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況

「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、電話による督促と家庭訪問を定期的に行い、債務者の生活状況の実態を把握するとともに、粘り強く納付指導を実施することで、収入未済額の縮減に取り組んでいる。

令和3年度決算額	2,075,280円
令和2年度決算額	2,141,280円
増 減 額	△66,000円

返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

令和3年度決算額	13,966,606円
令和2年度決算額	16,107,955円
増 減 額	△2,141,349円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和3年度決算額	4,349,787円
令和2年度決算額	4,529,521円
増 減 額	△179,734円

また、新たな収入未済の発生防止策として、年1回の現況届提出時に、リーフレットを受給者へ配布して不正受給防止の注意喚起を促すとともに、手当の定時支払前には、町担当課に対して全受給者の受給資格を再確認するよう依頼を行うなど、町担当課との連携を強化し、返納金発生の未然防止と早期発見に努めている。

引き続き、これらの取組をきめ細やかに推進することにより、返納金の早期納入及び新たな発生の防止に努める。

2 返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

「生活保護返納金事務処理マニュアル」に基づき、返納金が発生した時点で一括返納の可否を確認し、困難なケースについては、分割返済に応じている。

債権の回収に当たっては、保護継続中の者は計画的な返済を指導し、大部分は最低生活維持可能な範囲で納付継続されている。また、保護廃止の者の場合は債務者の大半が生活困窮者であるため返済が滞る場合があり、このような返済が滞っている者に対しては、マニュアルに基づき督促を行うとともに、徴収計画に基づき一定期間納付がない者を中心に、文書、電話及び訪問により粘り強く説得を重ねながら回収に取り組んでいる。

また、生活保護法改正により、法改正後に発生した返納金については、保護費との相殺が可能となったことから、重点的な取組として、債務者の同意のもと、最低生活の維持に支障のない範囲で保護費からの回収を進めている。

さらに、生活保護全世帯に対し「申告義務のしおり」を配布・説明した上、収入申告確認書に署名を求めることで申告義務等に関する周知徹底を図るなど、不正受給防止、収入未済発生の抑制等に向けた取組を強化するとともに、町担当課などの関係機関へも「申告義務のしおり」を配布の上、情報提供の依頼を行っている。

今後とも、個々の債務者の状況に応じた対応策を随時検討するとともに、11月の「債権回収強化期間」以降には、長期滞納者を中心に、査察指導員をはじめ、担当者がチームを組んで訪問督促し、重点的な返済指導を行うなど、収入未済額の回収と新たな収入未済の発生防止に努める。

3 母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

「母子父子寡婦福祉資金貸付金償還指導マニュアル」に基づき、借受人及び連帯保証人へ督促状・滞納状況を通知するとともに、滞納者全員に対して、定期的な電話又は訪問指導を行っている。

特に、長期滞納者については連帯保証人に対して償還指導を実施している。

また、これらの償還業務を組織的な対応とするため、毎月1回、部内において「未収金対策会議」を開催するほか、11月を償還指導の強化期間として設定するなど、計画的な償還に向けた指導及び支援を積極的に行っている。さらに、令和3年度からは、一部の長期滞納者に係る徴収業務について、滞納整理を専門に行う債権回収会社（サービ

サー)に委託している。

一方、収入未済の発生防止策として、貸付時において、借受人や連帯保証人から「所得証明書等の提出誓約書兼所得・財産調査等の同意書」の提出を求め、滞納時における金融機関や行政機関等からの情報収集手段を確保するとともに、修学資金や技能習得資金など、貸付が長期に及ぶ資金については、住所や連絡先などに関する「状況確認書」の定期的な提出を求め、借受人や連帯保証人の状況を継続的に把握し、貸付金償還に向けた意識付けの強化を図るなど、新たな収入未済の発生防止に努めている。

また、償還開始1か月前には、借受人及び連帯保証人へ償還開始通知を送し償還を促すなど、収入未済の発生防止に精力的に取り組んでいる。

さらに、収入未済額の縮減策として、滞納者が口座引き落としにより償還できる口座振替の手続を勧奨し、利便性に配慮することにより収納を進めているところである。

今後とも、滞納者に定期的な電話又は訪問での粘り強い指導や口座振替の利用勧奨を行うなど、計画的で利便性の高い償還を促し、収入未済額の縮減を図るとともに、新たな収入未済の発生防止に向けた滞納防止策を徹底する。

返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況

令和3年度決算額	2,075,280円
収入済額	107,320円
不納欠損額	0円
令和5年3月31日現在の収入未済額	1,967,960円

返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

令和3年度決算額	13,966,606円
収入済額	846,378円
不納欠損額	118,600円
令和5年3月31日現在の収入未済額	13,001,628円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和3年度決算額	4,349,787円
----------	------------

		<table><tr><td>収入済額</td><td>377,765円</td></tr><tr><td>不納欠損額</td><td>0円</td></tr><tr><td>令和5年3月31日現在の収入未済額</td><td>3,972,022円</td></tr></table>	収入済額	377,765円	不納欠損額	0円	令和5年3月31日現在の収入未済額	3,972,022円								
収入済額	377,765円															
不納欠損額	0円															
令和5年3月31日現在の収入未済額	3,972,022円															
	< 西部総合県民局保健福祉環境部 美馬保健所庁舎 > 児童福祉費負担金について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。 児童福祉費負担金の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和3年度決算額</td><td>1,530,500円</td></tr><tr><td>令和2年度決算額</td><td>1,532,810円</td></tr><tr><td>増 減 額</td><td>△2,310円</td></tr></table>	令和3年度決算額	1,530,500円	令和2年度決算額	1,532,810円	増 減 額	△2,310円	滞納者に対しては、「児童福祉施設入所者負担金徴収マニュアル」及び「新・徳島県債権管理基本方針」に基づき、管理台帳を整備した上で、期限を定めた督促状や催告状を送付し納付を促している。 また、電話による催告のほか、直接滞納者宅を訪問して滞納理由を把握するとともに、必要に応じて債務確認書の提出を働きかけ、納付意思を持たせるよう指導している。 さらに、所内でのケース検討会議において、債権管理方針を検討し、職員がチームを組んで居宅訪問するなど、組織をあげて収入未済額の縮減に努めている。 滞納者の中には経済的に困窮し早期納入が困難なケースもあるが、今後とも適切な債権管理に努めるとともに、組織的な対応により未収金の早期回収及び発生防止に努める。 児童福祉費負担金の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和3年度決算額</td><td>1,530,500円</td></tr><tr><td>収入済額</td><td>371,900円</td></tr><tr><td>不納欠損額</td><td>175,650円</td></tr><tr><td>令和5年3月31日現在の収入未済額</td><td>982,950円</td></tr></table>	令和3年度決算額	1,530,500円	収入済額	371,900円	不納欠損額	175,650円	令和5年3月31日現在の収入未済額	982,950円
令和3年度決算額	1,530,500円															
令和2年度決算額	1,532,810円															
増 減 額	△2,310円															
令和3年度決算額	1,530,500円															
収入済額	371,900円															
不納欠損額	175,650円															
令和5年3月31日現在の収入未済額	982,950円															
(3) 超過勤務手当及び休日給の支給で適切でないもの	< 二十一世紀館 > 前年度の監査に引き続き、週休日の振替等に伴う超過勤務手当及び休日給について、支給できていないものや算定を誤っているものがある。恒常的に同様の誤りがみられ、再発防止の取組が不十分である。今後、組織的な確認はもとより、再発防止策の実施をさらに徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	超過勤務手当及び休日給については、前年度の指摘を受け、令和4年度当初に各館職員を対象とした研修会を実施するなど、定期的に制度の周知徹底を行うとともに、決裁においては各館の副館長、月例報告においては各館の給与事務担当者が確認を徹底し、適正な事務の執行に努めているところである。 しかしながら、今回の案件は、令和3年度分について、各館職員が作成・入力した週休日振替簿や総務事務システムの入力内容に誤りがあったため、週休日の振替により100分の25の超過勤務手当を支給すべきところ、支給されていないものや、休日給を支給すべきところ、超過勤務手当を支給しているものなどがあったものであり、再発防止の取組が行き届いていなかったと考えている。														

		指摘を受け、令和3年度分の再点検を行い、24件の不適切な支給について、令和4年12月の月例報告で修正処理を行った。 また、同月に改めて研修会を実施し、各館は変則勤務であるため、週休日振替簿作成や超過勤務区分入力の際に誤りが起こりやすいことを注意喚起するとともに、今回指摘を受けた事例とその防止策を具体的に提示した。 さらに、各館の給与事務担当者は、決裁前に週休日振替簿の内容及び超過勤務区分の入力内容を確認した上、月例報告時には相互確認を行うことにより、再発防止策の徹底に努める。
--	--	---

監査結果の公表年月日		令和5年3月10日
監 査 の 結 果		講 じ た 措 置
(1) 超過勤務手当等及び休日給の支給で適切でないもの	< 池田高等学校 > 週休日の振替等に伴う超過勤務手当及び休日給について、支給区分や算定を誤っているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、週休日の振替（又は4時間の勤務時間の割振変更）を行った際に作成する「週休日振替簿・代休日指定簿ファイル（以下「振替簿」という。）」への入力方法を誤っていたこと及び「振替簿」作成後に行う「総務事務システム」への入力において、正規の勤務時間が割り振られた日の超過勤務は「勤務日」の支給割合とすべきところ、誤って「週休日」の支給割合としたこと、また、祝日法による休日の勤務について、正規の勤務時間については休日給の対象とし、正規の勤務時間外の勤務については超過勤務手当の対象とすべきところ、誤って勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を超過勤務手当の対象としたことにより発生したものである。 今回指摘のあった超過勤務手当の支給誤り8件及び休日給の支給誤り1件については、令和4年12月に返納を行った。また、監査対象期間の超過勤務手当及び休日給について再点検を行い、指摘された事案とは別に、週休日の振替（又は4時間の勤務時間の割振変更）を行った際の100分の25の超過勤務手当の支給について誤っているものを1件発見したため、令和4年12月に返納を行った。 今回の指摘を受け、会計事務再チェック全庁研修会資料を基に超過勤務手当及び休日給の制度や「振替簿」及び「総務事務システム」の入力方法を各職員に周知するとともに、同資料を常に閲覧しながら作業が行える場所に掲示した。 今後、本校においては事務課長及び総務担当者が、辻校と三好校においては総務事務の主担当者及び副担当者が、「振替簿」及び「総務事務システム」が正しく入力・作成されているか確認するとともに、出勤簿や休暇システム等とも必ず確認することにより適正な事務の執行に努める。

(2) 特殊勤務手当の支給で適切でないもの	<徳島北高等学校> 教育業務連絡調整手当について、支給日数を誤っているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、担当職員が教育業務連絡調整手当の支給の対象となる日から県外出張の日を誤って除いており、決裁時においても、出力帳票と出勤簿等の照合を十分行っていなかったことにより発生したものである。 今回指摘のあった13件については令和4年12月に追給を行った。また、監査対象期間の教育業務連絡調整手当について再点検を行い、同様の誤りがないことを確認した。 担当職員は、支給要件を十分に確認し業務を行うとともに、決裁時において、事務課長が出力帳票と出勤簿等の照合を行うことにより今後の適正な事務の執行に努める。
------------------------------	---	--